

## 省エネ家電購入費補助事業 Q&A

**Q 1. 購入者（領収書などに記載されている氏名）と申請者（世帯主）が違う場合は申請が可能ですか。**

A 1. 購入者と申請者が住民票上の同一世帯であれば申請可能です。ただし、振込先は申請者（世帯主）名義の口座に限ります。

**Q 2. 同じ住宅に住んでいますが、世帯を分けている場合はそれぞれの世帯で申請ができますか。**

A 2. 住民票上の世帯主ごとに上限 7 万円まで申請可能です。

**Q 3. 対象店舗のインターネットサイトから購入した製品は補助対象になりますか。**

A 3. 実店舗で購入した場合のみが対象となるため、インターネットサイトでの購入は対象外です。

**Q 4. リユース品を購入して、既存家電と替えた場合は対象になりますか。**

A 4. 新品で購入し、既存家電と替えた場合のみ対象になるため、リユース品は対象外です。

**Q 5. エアコンなどの設置に必要なアスベスト調査や工事費用は、補助対象経費に含まれますか。**

A 5. 調査費用は補助対象外となりますが、調査において工事が必要になった場合は補助対象経費となります。

**Q 6. 既に購入している家電の「家電リサイクル券」や領収書などを紛失してしまった場合はどうしたらいいですか。**

A 6. 再発行したものや店舗が保管している控えの写しなどで代用できます。  
家電を購入した店舗に確認し、再発行などの依頼をしてください。

**Q 7. 令和 6 年 3 月までに購入した家電の支払いが終わっていて、設置は令和 6 年 4 月以降になる場合は対象になりますか。**

A 7. 代金を支払った日（領収書に記載の日付）が令和 6 年 4 月 1 日以降のものが対象になるため、補助対象外です。